

## 公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター役員報酬規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター（以下「エネ研」という。）定款第36条ただし書きに規定する常勤の役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

### (算定方法)

第2条 定款第36条に定める役員の報酬の総額は、別表のとおりとする。

2 役員毎の額については、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）に準じて理事会で定める。

### (支給方法)

第3条 報酬の支給方法については、エネ研職員の例による。

### (公表)

第4条 エネ研は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第5条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

### 別表 役員の報酬

報酬総額	役員の数×10,000,000円以内
------	--------------------